

政令第 号

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令（平成十四年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表岐阜駅北・柳ヶ瀬通周辺地域の項の次に次のように加える。

沼津駅周辺地域	
一	沼津市の区域のうち、（1）に掲げる線と（6）に掲げる線との交会点を起点とし、次に掲げる線を順次経て起点に至る線で囲まれた区域
（1）	東駿河湾広域都市計画道路三・三・十六号七通線を中心線
（2）	東駿河湾広域都市計画道路三・三・五号沼津南一色線を中心線に相当する線
（3）	市道二千三十八号線を中心線
（4）	東駿河湾広域都市計画道路三・三・九号八幡原線を中心線

-
-
- (5) 東駿河湾広域都市計画道路三・四・二十三号沼津静浦線の中心線に相当する線
- (6) 東駿河湾広域都市計画道路三・三・十五号三枚橋岡宮線の中心線に相当する線
- 二 沼津市の区域のうち、(1)に掲げる線と(5)に掲げる線との交会点を起点とし、次に掲げる線を順次経て起点に至る線で囲まれた区域
- (1) 市道三万五百二十四号線の中心線
- (2) 市道三万五百二十三号線の中心線
- (3) 市道三万五百十九号線の中心線
- (4) 市道三万五百二十五号線の中心線
- (5) 東駿河湾広域都市計画道路三・三・五号沼津南一色線の中心線
- 三 沼津市の区域のうち、(1)に掲げる線と(5)に掲げる線との交会点を起点とし、次に掲げる線を順次経て起点に至る線で囲まれた区域
- (1) 市道三万六百九十四号線の中心線
- (2) 市道三万七百五十七号線の中心線
-

(3)	市道三万七百五十五号線の中心線
(4)	東駿河湾広域都市計画道路三・四・十一号西間門新谷線の中心線
(5)	市道三万六百九十号線の中心線

第一条の表中部国際空港東・常滑りんくう地域の項の次に次のように加える。

京都市三 条駅周辺 地域	京都市東山区の区域のうち、第一号に掲げる線と第三十一号に掲げる線との交差点を起点とし、次に掲げる線を順次経て起点に至る線で囲まれた区域 一 府道二条停車場東山三条線の北側端線 二 大橋町百十五番三と大橋町百十六番五との境界線 三 大橋町百十五番二と大橋町百十六番四との境界線 四 大橋町百十五番一及び左京区法林寺門前町三十六番九と大橋町百十六番二との境界線 五 左京区法林寺門前町三十六番四と大橋町百十六番二との境界線及び同線を延長した線 六 鴨川を中心線 七 新五軒町百八十番一、百八十番二及び百八十番と新五軒町百七十一番との境界線並び
------------------------	---

に同線を延長した線

八 市道大和大路通の中心線

九 元町三百七十三番、三百七十番、三百六十九番、三百六十八番及び三百六十七番二と大黒町百六十二番二との境界線並びに同線を延長した線

十 元町三百六十七番八及び三百六十六番と大黒町百六十九番との境界線

十一 元町三百六十六番と元町三百六十五番との境界線及び同線を延長した線

十二 市道古門前通の中心線

十三 元町三百六十四番と元町三百六十五番及び三百六十四番一との境界線並びに同線を延長した線

十四 元町三百六十四番、三百六十三番二、三百六十二番、三百六十一番三、三百六十一番四、三百六十番、三百六十番一、三百五十九番五、三百五十九番四、三百五十八番三、三百五十八番二、三百五十七番一、三百五十六番及び三百九十二番二十一と若松町三百九十三番一との境界線

十五 元町三百九十二番二十一と元町三百九十二番十一及び三百九十二番一との境界線

十六 元町三百九十二番十二、三百九十二番三及び三百九十二番十七と元町三百九十二番

一との境界線

十七 元町三百九十二番十七と元町三百九十二番十六との境界線及び同線を延長した線

十八 市道有濟経十三号線の中心線

十九 市道有濟緯二号線の南側端線

二十 市道花見小路の東側端線

二十一 市道花見小路の東側端線と三吉町三百三十五番の北側端線との交差点と三吉町三百三十五番と三吉町三百五十三番一との境界線の北端とを結んだ線

二十二 巽町四百四十一番二及び四百四十一番一と巽町四百四十番一との境界線並びに同線を延長した線

二十三 巽町四百四十一番一と巽町四百四十番との境界線及び同線を延長した線

二十四 市道有濟緯二号線の中心線

二十五 巽町四百四十二番六及び四百四十四番と巽町四百四十二番七との境界線並びに同線を延長した線

二十六 水路有済水一号の北側端線

二十七 市道有済経三号線の西側端線及び同線を延長した線

二十八 市道栗田経十八号線の西側端線

二十九 長光町六百二十一番と長光町六百十三番二との境界線

三十 市道栗田経十九号線の東側端線

三十一 市道栗田経二十二号線の東側端線

第一条の表京都駅周辺地域の項中「京都駅周辺地域」を「京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域」に改め、同項地域の欄を次のように改める。

一 京都市下京区及び南区の区域のうち、(1)に掲げる線と(55)に掲げる線との交会点を起点とし、次に掲げる線を順次経て起点に至る線で囲まれた区域

(1) 府道梅津東山七条線を中心線

(14)	(13)	(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)	(3)	(2)
下京区中堂寺北町五番三、五番六、五番四及び五番五と同区中堂寺北町十番三との境界線	西日本旅客鉄道山陰線の西側端線	一般国道九号線を中心線	市道中堂寺経八号線を中心線	市道朱雀緯一号線を中心線	市道千本通の中心線	府道梅津東山七条線を中心線	市道壬生通の中心線	市道木津屋橋通の中心線	府道七条大宮四ツ塚線を中心線	市道塩小路通の中心線	市道梅逕経一号線を中心線	市道安寧経二号線を中心線

(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)
下京区梅小路日影町一番と同区梅小路日影町一番十五、一番十一及び一番十二との境界線	下京区梅小路日影町一番二十七、一番二十八及び一番と同区梅小路日影町一番二十との境界線	下京区梅小路日影町一番二十四及び一番二十七と同区梅小路日影町一番十六との境界線	市道梅小路通の東側端線	市道新千本通の東側端線	府道梅津東山七条線を中心線	市道西七条経七号線を中心線	市道西七条緯二号線を中心線	市道御前通の中心線	市道中堂寺通の中心線	市道天神道の中心線	一般国道九号線の中心線	市道新千本通の東側端線

(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	(31)	(30)	(29)	(28)
府道四ノ宮四ツ塚線の中心線	市道新町通の中心線	市道南第二緯十五号線の中心線	市道西洞院通の中心線	市道南第二緯十号線の中心線	一般国道一号線の中心線	市道安寧緯六号線の中心線	市道梅逕緯二号線の中心線	府道七条大宮四ツ塚線の中心線	西日本旅客鉄道山陰線の中心線	南区八条源町及び八条町と下京区観喜寺町との境界線	南区八条源町一番二と同区八条源町四番二との境界線	下京区梅小路頭町一番及び一番九と同区梅小路頭町一番七との境界線

(53)	(52)	(51)	(50)	(49)	(48)	(47)	(46)	(45)	(44)	(43)	(42)	(41)
市道南第三経一号線 の中心線	市道八条通の中心 線	一般国道二十四号 線の中心線	府道四ノ宮四ツ塚 線の中心線	市道高倉通の中心 線	市道南第三緯十五 号線の中心線	府道伏見港京都停 車場線の中心線	府道四ノ宮四ツ塚 線の中心線	市道烏丸通の中心 線	市道南第四緯五号 線の中心線	市道新町通の中心 線	市道東寺道の中心 線	市道西洞院通の中心 線

-
- (54) 下京区屋形町十八番五と同区屋形町十七番との境界線を延長した線
- (55) 鴨川を中心線
- 二 京都市南区及び伏見区の区域のうち、(1)に掲げる線と(29)に掲げる線との交会点を起点とし、次に掲げる線を順次経て起点に至る線で囲まれた区域
- (1) 市道京都環状線を中心線
- (2) 近畿日本鉄道京都線を中心線
- (3) 市道久世橋通を中心線
- (4) 市道油小路通の西側端線
- (5) 市道竹田経八十九号線の西側端線
- (6) 鴨川を中心線
- (7) 市道上鳥羽竹田線を中心線
- (8) 府道南インター竹田線を中心線
- (9) 市道油小路通の西側端線から三十メートル外側の線
-

(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)	(12)	(11)	(10)
市道新城南宮道の中心線	市道竹田経六十六号線の中心線	府道伏見向日線の中心線	東高瀬川の中心線	市道観月橋横大路線の北側端線	伏見西部第三地区土地区画整理事業三号水路の中心線	水路横大路水八号の中心線	水路下鳥羽水九千一号の中心線	市道丹波橋通の南側端線	市道下鳥羽経七十八号線の中心線	市道竹田経七十四号線の中心線	市道中島経十四号線の中心線	市道新城南宮道の中心線

(23)	市道油小路通の東側端線から三十メートル外側の線
(24)	市道竹田出橋通の中心線
(25)	近畿日本鉄道京都線の中心線
(26)	鴨川の中心線
(27)	市道洛南緯十一号線の中心線及び同線を延長した線
(28)	市道洛南経十号線の中心線
(29)	市道新町通の中心線

第一条の表京都南部油小路通沿道地域の項を削り、同表高松駅周辺・丸亀町地域の項の次に次のように加える。

松山城周辺地域	一 松山市の区域のうち、(1)に掲げる線と(52)に掲げる線との交会点を起点とし、次に掲げる線を順次経て起点に至る線で囲まれた区域
	(1) 南持田町七十六番及び八十五番と南持田町八十六番との境界線並びに同線を延長した線

-
-
- | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-------------------------|-----------------------------------|----------------|-----------------|----------------|---------------|----------------|----------------|-----------------|----------------------------|----------------------------------|---------------|
| (14) | (13) | (12) | (11) | (10) | (9) | (8) | (7) | (6) | (5) | (4) | (3) | (2) |
| 丸之内と一番町四丁目との境界線 | 大街道三丁目及び丸之内と一番町三丁目との境界線 | 大街道三丁目二番十二と同丁目二番十一との境界線及び同線を延長した線 | 市道東西百六十五号線を中心線 | 市道鮎屋町護国神社前線を中心線 | 市道東西百五十九号線を中心線 | 市道南北百十三号線を中心線 | 市道東西百五十八号線を中心線 | 市道東西百五十七号線を中心線 | 主要地方道松山北条線の東側端線 | 勝山町二丁目五番六及び五番四と同丁目五番一との境界線 | 勝山町二丁目五番十五と同丁目五番一との境界線及び同線を延長した線 | 市道東雲三十一号線を中心線 |
-

(27)	(26)	(25)	(24)	(23)	(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)
宮田町百三十八番三、百三十三番二及び百三十一番一と宮田町八番五との境界線並	宮田町八番八及び八番四と宮田町八番五との境界線並びに同線を延長した線	市道南北六十九号線を中心線	市道東西八十五号線を中心線	市道南北七十三号線を中心線	市道東西八十六号線を中心線	市道南北七十四号線を中心線	市道東西九十一号線を中心線	一般国道百九十六号線の東側端線	一般国道五十六号線の北側端線	一般国道十一号線の西側端線	市道南北百二十号線の西側端線	丸之内と堀之内との境界線

びに同線を延長した線

(28) 市道新玉二十八号線を中心線

(29) 次に掲げる地点を順次結んだ線

(i) 北緯三三度五〇分三二秒・五二東経一三二度四五分五秒・四〇の地点

(ii) 北緯三三度五〇分三二秒・四一東経一三二度四五分四秒・三八の地点

(iii) 北緯三三度五〇分三二秒・四〇東経一三二度四五分三秒・八九の地点

(iv) 北緯三三度五〇分三二秒・〇二東経一三二度四五分三秒・八八の地点

(v) 北緯三三度五〇分三二秒・〇一東経一三二度四五分三秒・三六の地点

(30) 市道新玉二十九号線の南側端線

(31) 次に掲げる地点を順次結んだ線

(i) 北緯三三度五〇分三一秒・四五東経一三二度四四分五八秒・五一の地点

(ii) 北緯三三度五〇分三〇秒・八六東経一三二度四四分五八秒・六〇の地点

(iii) 北緯三三度五〇分三〇秒・八七東経一三二度四四分五八秒・九五の地点

(41)	(40)	(39)	(38)	(37)	(36)	(35)	(34)	(33)	(32)	(vi)	(v)	(iv)
市道鮎屋町中村橋線の中心線	市道東西八号線の中心線	市道南北二十二号線の中心線	市道中之川通線の南側端線	一般国道五十六号線の中心線	市道千舟町高岡線の南側端線	市道新玉六十二号線の南側端線	市道新玉十三号線の西側端線	市道新玉一号線の西側端線	市道新玉二十七号線の北側端線	北緯三三度五〇分二五秒・四二東經一三二度四四分五八秒・六〇の地点	北緯三三度五〇分二八秒・九七東經一三二度四四分五八秒・六一の地点	北緯三三度五〇分二八秒・九二東經一三二度四四分五八秒・九三の地点

-
-
- | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|-----------------------------------|----------------------------------|---------------|-----------|---------------------------------------|----------------|-----------------------------------|---------------|-----|---------------------------------------|-------------|-------------|
| (52) | (51) | (50) | (49) | | (48) | (47) | (46) | (45) | | (44) | (43) | (42) |
| 市道東雲三十号線の中心線 | 南持田町七十二番三と南持田町七十一番との境界線及び同線を延長した線 | 南持田町七十番一と南持田町七十一番との境界線及び同線を延長した線 | 市道東雲三十四号線の中心線 | に同線を延長した線 | 南持田町三十四番、三十五番一及び三十五番三と南持田町三十番一との境界線並び | 一般国道三百十七号線の中心線 | 南持田町二十五番と南持田町二十七番一との境界線及び同線を延長した線 | 御宝町と南持田町との境界線 | した線 | 御宝町百十六番二及び百十六番一と御宝町百十五番一との境界線並びに同線を延長 | 市道東西六号線の中心線 | 市道東西七号線の中心線 |
-

二 松山市の区域のうち、(1)に掲げる線と(21)に掲げる線との交会点を起点とし、次に掲げる線を順次経て起点に至る線で囲まれた区域

- (1) 市道道後六十六号線を中心線
 - (2) 市道道後六十五号線を中心線
 - (3) 市道道後六十三号線を中心線
 - (4) 主要地方道松山北条線を中心線
 - (5) 南町二丁目六百八番六、六百八番五、六百八番十三、六百八番十二及び六百八番一
と同丁目六百九番一との境界線並びに同線を延長した線
 - (6) 南町二丁目六百八番十及び六百九番六と同丁目六百九番一との境界線
 - (7) 南町二丁目六百九番五と同丁目六百九番四との境界線
 - (8) 市道東雲十八号線を中心線
 - (9) 市道道後四十四号線を中心線
 - (10) 市道東雲六十四号線を中心線
-

-
-
- (11) 南町一丁目六百二十二番二及び六百二十二番一と同丁目六百二十一番二との境界線並びに同線を延長した線
- (12) 南町一丁目六百二十二番一と同丁目六百十七番四との境界線
- (13) 南町一丁目六百二十三番四と同丁目六百十七番四との境界線及び同線（同丁目六百二十二番一と同丁目六百二十三番四との境界線を延長した線と重複する部分を除く。）を延長した線
- (14) 一般県道道後公園線を中心線
- (15) 主要地方道松山北条線を中心線
- (16) 市道道後六十五号線を中心線
- (17) 道後町二丁目八百二十二番三、八百二十二番十、八百二十二番五及び八百二十二番六と同丁目八百十番一との境界線並びに同線を延長した線
- (18) 道後町二丁目八百十五番一と同丁目八百十五番三、八百十番一及び八百十五番二との境界線
-

(19)	道後町二丁目八百十二番十と同丁目八百十五番二及び八百十番一との境界線
(20)	道後町二丁目八百十二番四、八百十二番一及び八百十二番六と同丁目八百十番一との境界線
(21)	道後町二丁目八百十二番六、八百十二番七及び八百十二番八と同丁目八百十番四との境界線並びに同線を延長した線

第一条の表備考第二号中「、京都南部油小路通沿道地域」を削り、同表備考第九号中「、京都駅周辺地域」を削り、同表備考に次の一号を加える。

十九 沼津駅周辺地域、京都市三条駅周辺地域、京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域及び松山城周

辺地域 令和六年五月十九日

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

都市再生緊急整備地域として新たに沼津駅周辺地域、京都市三条駅周辺地域及び松山城周辺地域を定める
等
の
必
要
が
あ
る
か
ら
で
あ
る
。